

お客さま情報の定期的な確認に関するご協力のお願い

<マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください>

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しております。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めております。

この対策の一環として、当組合を含む各金融機関では、既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みを順次行っております。

このように、お客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれずに金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安心・安全にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、当組合からの「お客様情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

郵便はがき 料金後納 郵便	このハガキをお受取りになられたお客さまへ 安心・安全にお取引いただくため、お取引のあるお客さまにつきまして、お取引目的等の定期的な確認にご協力をお願い申し上げます。 スマートフォンからお客さま情報の追加確認をお願いいたします。								
	お手続き期限 _____ までにお願います。								
当組合から皆様へ大切なご案内です	■お手続きの流れ <table border="1"><thead><tr><th>STEP 1</th><th>STEP 2</th></tr></thead><tbody><tr><td>スマートフォンからお手続き専用サイトにアクセスしてください。</td><td>画面に従い、Webブラウザでお手続きをお願いいたします。</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">お使いのスマートフォンにQRコード読み取り機能がある場合、左のQRコードを読み取ってください。 パスワードはお客さま自身の生年月日(西暦)8桁となります。 ※生年月日入力例：1965年4月1日生まれ⇒19650401</td></tr></tbody></table>	STEP 1	STEP 2	スマートフォンからお手続き専用サイトにアクセスしてください。	画面に従い、Webブラウザでお手続きをお願いいたします。			お使いのスマートフォンにQRコード読み取り機能がある場合、左のQRコードを読み取ってください。 パスワードはお客さま自身の生年月日(西暦)8桁となります。 ※生年月日入力例：1965年4月1日生まれ⇒19650401	
STEP 1	STEP 2								
スマートフォンからお手続き専用サイトにアクセスしてください。	画面に従い、Webブラウザでお手続きをお願いいたします。								
									
お使いのスマートフォンにQRコード読み取り機能がある場合、左のQRコードを読み取ってください。 パスワードはお客さま自身の生年月日(西暦)8桁となります。 ※生年月日入力例：1965年4月1日生まれ⇒19650401									
返送先 350-0151 埼玉県比企郡川島町八幡6-13-2 共同印刷内 債権情報サービス 差出人 270-1496 千葉県白井市塚台1丁目2番 債権情報サービス株式会社 ※本ハガキに係る発送業務を代行し実施します。 信用組合は本件に係る業務を共同で利用します。 漏れている場合は完全に乾かしてから郵送してください。	お問合せ先 _____ ⚠ 特殊詐欺などの金融詐欺にご注意ください ⚠								

はがき見本

<お客さまへの確認事項>

◆個人のお客さまの場合

- ①氏名、住所および生年月日
- ②ご職業およびお勤め先
- ③お取引目的 等

◆法人のお客さまの場合

- ①法人の名称および本店または主たる事務所の所在地
- ②法人の代表者などご来店された方（ご担当者）の氏名等
- ③事業内容
- ④お取引目的
- ⑤実質的支配者 等

※議決権保有比率が 25%超等の個人の方の氏名、住所、生年月日等（一般社団法人等においては、収益総額の 25%超の配当を受ける個人の方の氏名、住所、生年月日等）を確認させていただきます。

お客さま情報は、郵送のほか、店頭取引時や訪問時に確認させていただきます。上記以外の内容についても、お伺いさせていただく場合がございますので、ご回答へのご協力をお願いいたします。

◆◆金融機関を騙った詐欺にご注意ください◆◆

お客さまの情報確認にあたって、当組合職員が電話で暗証番号や各種パスワード等をお尋ねすること、当組合が電子メールやショートメッセージ（SMS）で暗証番号をお尋ねすること、ウェブサイトへ誘導したうえで暗証番号の入力を求めることは一切ございません。最近では色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、当組合の本支店もしくは当ページ下部のお問い合わせ先にご照会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<よくあるご質問>

Q：マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策とは何ですか？

A：マネー・ローンダリングとは、犯罪によって得た収益を正当な資金であるかのように見せようとする行為をいいます。

また、テロリストなどへ資金援助することを目的として架空名義や正規の取引を装って口座を利用する行為など、金融機関はこれらの犯罪行為に対し有効な防止策をとる必要があ

ります。

Q：日本でもマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に関りがあるのですか？

A：マネー・ローンダリングを行う主な主体として暴力団や特殊詐欺グループなどがあげられます。マネー・ローンダリングに関する犯罪の検挙件数は増加傾向にあります。また、世界各地で発生するテロ事件やサイバーテロなど、テロの脅威に関しましても継続して晒されている状況であります。

Q：このような確認されるのは、自分の口座に何か疑いがあるのでしょうか？

A：お客さまに限らず、当組合とお取引のあるお客さまに対してお客さま情報の確認を行っております。特定のお客さまに対してご案内するものではございません。当組合のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として、広くお客さまのご協力をお願いしております。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

Q：回答は必要ですか？

A：全国の金融機関において、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいてお客さまの情報の確認を行っております。

この取り組みは、お客さまに安心安全にご利用いただくための取り組みであるため、ご回答へのご協力をお願いいたします。

Q：他金融機関からお客さま情報の確認は求められていないが、何故、貴信用組合はこのような取り組みをしているのですか？

A：全国の金融機関において、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいてお客さまの情報の確認を行っております。

実施時期・確認方法は異なりますが、他の金融機関でも同様の対応を行われているものと認識しております。

Q：お客様情報に関するお願いが届いたが、本当に貴信用組合がだしたもので間違いないか？

A：当組合は、DMにてご案内を行っており、DM券面に、お客さまのお取引のお取引店舗の連絡先が記載されております。

また、DM券面の「差出人：信組情報サービス株式会社」は当組合が本DM発送業務を委託している会社です。

関連サイト

- ・金融庁ホームページ「金融機関のマネロン対策にご協力ください」

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

- ・一般社団法人 全国信用組合中央協会ホームページ「信用組合をご利用の皆さまへ」

<https://www.shinyokumiai.or.jp/notice.html>

お問い合わせ

当組合本支店または山梨県民信用組合お客様相談室 （0120－117－786）

受付時間 9：00 ～ 17：00（土日・祝日および金融機関の休日を除く）